

伊勢市公報

第330号
令和元年8月5日
月曜日

目次

	頁
告 示	
○ 市議会臨時会の招集について	2
○ 市道の路線の廃止について	3
○ 道路の区域の決定について	4
○ 市道の路線の認定について	6
○ 道路の供用開始について	8
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	10
○ 道路の区域変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 伊勢市条例制定請求代表者証明書の交付について	14
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	15
選挙管理委員会告示	
○ 参議院議員通常選挙関係	
・ 期日前投票所の投票管理者のこれを代理すべき者の変更について	16
公 告	
○ 公示送達	17
○ 公売公告兼見積価額公告	18
岡本町財産区条例	
○ 伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集回数に関する条例	25
○ 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例	27
岡本町財産区規則	
○ 伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集に関する規則	29
○ 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則	31
公 表	
○ 平成30年度定期監査等結果に対する措置状況について	34
○ 平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	46
○ 平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	49

伊勢市告示第 36 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和元年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和元年 7 月 30 日（火） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 4 号）
 - (2) 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例等の一部改正について
 - (3) 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について
 - (4) 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例の制定について
 - (5) 専決処分事項の報告について

伊勢市告示第 37 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和元年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
宇治新橋線	宇治浦田 1 丁目 108 番 3 地先		
	宇治中之切町字森 26 番 1 地先		

伊勢市告示第 38 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和元年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	内宮おほらい町線	7.3～10.2	725
市道	宇治中之切令 1 - 1 号線	4.4～10.5	679
市道	一之木 5 丁目令 1 - 2 号線	5.0～6.0	40
市道	一之木 5 丁目令 1 - 3 号線	6.0～13.6	29
市道	小俣本町令 1 - 4 号線	6.0～13.1	183
市道	小俣本町令 1 - 5 号線	6.0～13.1	39
市道	小俣本町令 1 - 6 号線	6.0～13.1	25
市道	小俣本町令 1 - 7 号線	6.0～13.1	288
市道	小俣本町令 1 - 8 号線	6.0～13.1	77

市道	小俣本町令1-9号線	6.0~13.1	77
市道	相合令1-10号線	6.0~13.1	38
市道	下野令1-11号線	5.0~8.5	35
市道	田尻令1-12号線	6.0~10.15	89
市道	黒瀬令1-13号線	6.0~10.75	107
市道	大湊令1-14号線	6.0~10.1	12
市道	小俣本町令1-15号線	6.0~8.9	61
市道	小俣本町令1-16号線	6.0~13.1	25

伊勢市告示第 39 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和元年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
内宮おはらい町線	宇治浦田 1 丁目 108 番 3 地先		
	宇治今在家町字東賀集落 1 番地先		
宇治中之切令 1 - 1 号線	宇治中之切町字森 26 番 1 地先		
	宇治館町字岩井田沖 482 番 1 地先		
一之木 5 丁目令 1 - 2 号線	一之木 5 丁目 649 番 33 地先		
	一之木 5 丁目 1072 番 1 地先		
一之木 5 丁目令 1 - 3 号線	一之木 5 丁目 649 番 33 地先		
	一之木 5 丁目 956 番 3 地先		
小俣本町令 1 - 4 号線	小俣町本町 341 番 60 地先		
	小俣町本町 3544 番地先		
小俣本町令 1 - 5 号線	小俣町本町 341 番 60 地先		
	小俣町本町 3529 番地先		

小俣本町令 1 - 6 号線	小俣町本町 341 番 267 地先		
	小俣町本町 3491 番地先		
小俣本町令 1 - 7 号線	小俣町本町 341 番 267 地先		
	小俣町本町 341 番 269 地先		
小俣本町令 1 - 8 号線	小俣町本町 341 番 267 地先		
	小俣町本町 3529 番地先		
小俣本町令 1 - 9 号線	小俣町本町 341 番 267 地先		
	小俣町本町 3529 番地先		
相合令 1 - 10 号線	小俣町相合 1277 番 4 地先		
	小俣町相合 1277 番 6 地先		
下野令 1 - 11 号線	下野町字小釣 131 番 1 地先		
	下野町字小釣 131 番 4 地先		
田尻令 1-12 号線	田尻町字新浜田 580 番 1 地先		
	田尻町字小歌 492 番 5 地先		
黒瀬令 1 - 13 号線	黒瀬町字芦原 1925 番 1 地先		
	黒瀬町字芦原 1913 番 2 地先		
大湊令 1 - 14 号線	大湊町字浜新地 490 番 13 地先		
	大湊町字浜新地 490 番 64 地先		
小俣本町令 1 - 15 号線	小俣町本町 341 番 58 地先		
	小俣町本町 204 番 1 地先		
小俣本町令 1 - 16 号線	小俣町本町 3580 番地先		
	小俣町本町 3578 番地先		

伊勢市告示第 40 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和元年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
内宮おほらい町線	宇治浦田 1 丁目 108 番 3 地先から 宇治今在家町字東賀集落 1 番地先 まで	令和元年 7 月 22 日
宇治中之切令 1 - 1 号線	宇治中之切町字森 26 番 1 地先から 宇治館町字岩井田沖 482 番 1 地先 まで	令和元年 7 月 22 日
一之木 5 丁目令 1 - 2 号線	一之木 5 丁目 649 番 33 地先から 一之木 5 丁目 1072 番 1 地先まで	令和元年 7 月 22 日
一之木 5 丁目令 1 - 3 号線	一之木 5 丁目 649 番 33 地先から 一之木 5 丁目 956 番 3 地先まで	令和元年 7 月 22 日
小俣本町令 1 - 4 号 線	小俣町本町 341 番 60 地先から 小俣町本町 3544 番地先まで	令和元年 7 月 22 日
小俣本町令 1 - 5 号 線	小俣町本町 341 番 60 地先から 小俣町本町 3529 番地先まで	令和元年 7 月 22 日

小俣本町令 1 - 6 号線	小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 3491 番地先まで	令和元年 7 月 22 日
小俣本町令 1 - 7 号線	小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 341 番 269 地先まで	令和元年 7 月 22 日
小俣本町令 1 - 8 号線	小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 3529 番地先まで	令和元年 7 月 22 日
小俣本町令 1 - 9 号線	小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 3529 番地先まで	令和元年 7 月 22 日
相合令 1 - 10 号線	小俣町相合 1277 番 4 地先から 小俣町相合 1277 番 6 地先まで	令和元年 7 月 22 日
下野令 1 - 11 号線	下野町字小釣 131 番 1 地先から 下野町字小釣 131 番 4 地先まで	令和元年 7 月 22 日
田尻令 1-12 号線	田尻町字新浜田 580 番 1 地先から 田尻町字小歌 492 番 5 地先まで	令和元年 7 月 22 日
黒瀬令 1 - 13 号線	黒瀬町字芦原 1925 番 1 地先から 黒瀬町字芦原 1913 番 2 地先まで	令和元年 7 月 22 日
大湊令 1 - 14 号線	大湊町字浜新地 490 番 13 地先から 大湊町字浜新地 490 番 64 地先まで	令和元年 7 月 22 日
小俣本町令 1 - 15 号線	小俣町本町 341 番 58 地先から 小俣町本町 204 番 1 地先まで	令和元年 7 月 22 日
小俣本町令 1 - 16 号線	小俣町本町 3580 番地先から 小俣町本町 3578 番地先まで	令和元年 7 月 22 日

伊勢市告示第 41 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	平成31年 4 月 19 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	9 台
〃	〃	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	3 台
〃	〃	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	10 台
〃	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	2 台
〃	〃	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	14 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
〃	令和元年 5 月 23 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	48 台
〃	令和元年 6 月 20 日 午前 9 時	伊勢市駅北口駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	44 台

計	131台
---	------

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内
伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 42 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和元年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	高向 36 号線	御菌町高向 810 番 1 地先から 御菌町高向 755 番 1 地先まで	旧	2.7～2.7	5.8
			新	3.3～4.2	5.8

伊勢市告示第 43 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和元年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	野 呂 勤
	伊勢市西豊浜町 3042 番地
変更後	中 田 賢
	伊勢市西豊浜町 3693 番地

伊勢市告示第 44 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 91 条第 2 項の規定により、次の者に対し、令和元年 7 月 30 日原発事故に伴う放射能災害から伊勢市民を守るための条例に係る伊勢市条例制定請求代表者証明書を交付しました。

令和元年 7 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市鹿海町 681 番地 1 上野 正美

伊勢市小俣町本町 1270 番地 1 荒川 圭子

伊勢市黒瀬町 1604 番地 濱口 弘

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和元年7月19日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和元年7月25日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第14号 令和2年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について
 - 議案第15号 令和元年度教育関係補正予算（第4号）について
 - 議案第16号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例等の一部改正について
 - 議案第17号 奨学生の決定について
 - 議案第18号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について
 - 議案第19号 伊勢市指定文化財の指定解除と指定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者
及び同職務代理者を下記のとおり変更します。

令和元年 7 月 16 日 提出

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 御薊期日前投票所 投票管理者

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	省略	奥田 孝	令和元年 7 月 19 日
変更後	省略	今井崎正和	令和元年 7 月 19 日

2 小俣期日前投票所 投票管理者職務代理者

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	省略	藤田 典彦	令和元年 7 月 17 日
変更後	省略	阿部 暖	令和元年 7 月 17 日

3 御薊期日前投票所 投票管理者職務代理者

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	省略	南 達貴	令和元年 7 月 17 日
変更後	省略	中谷 和人	令和元年 7 月 17 日

伊勢市公告第 18 号

公 示 送 達

下記の者の平成 30 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 19 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和元年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和元年 9 月 26 日（木）13 時 00 分から 令和元年 10 月 11 日（金）23 時 00 分まで
	入札期間	令和元年 10 月 18 日（金）13 時 00 分から 令和元年 10 月 25 日（金）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和元年 11 月 1 日（金）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和元年 11 月 1 日（金）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,090,000 円	
公 売 保 証 金	110,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

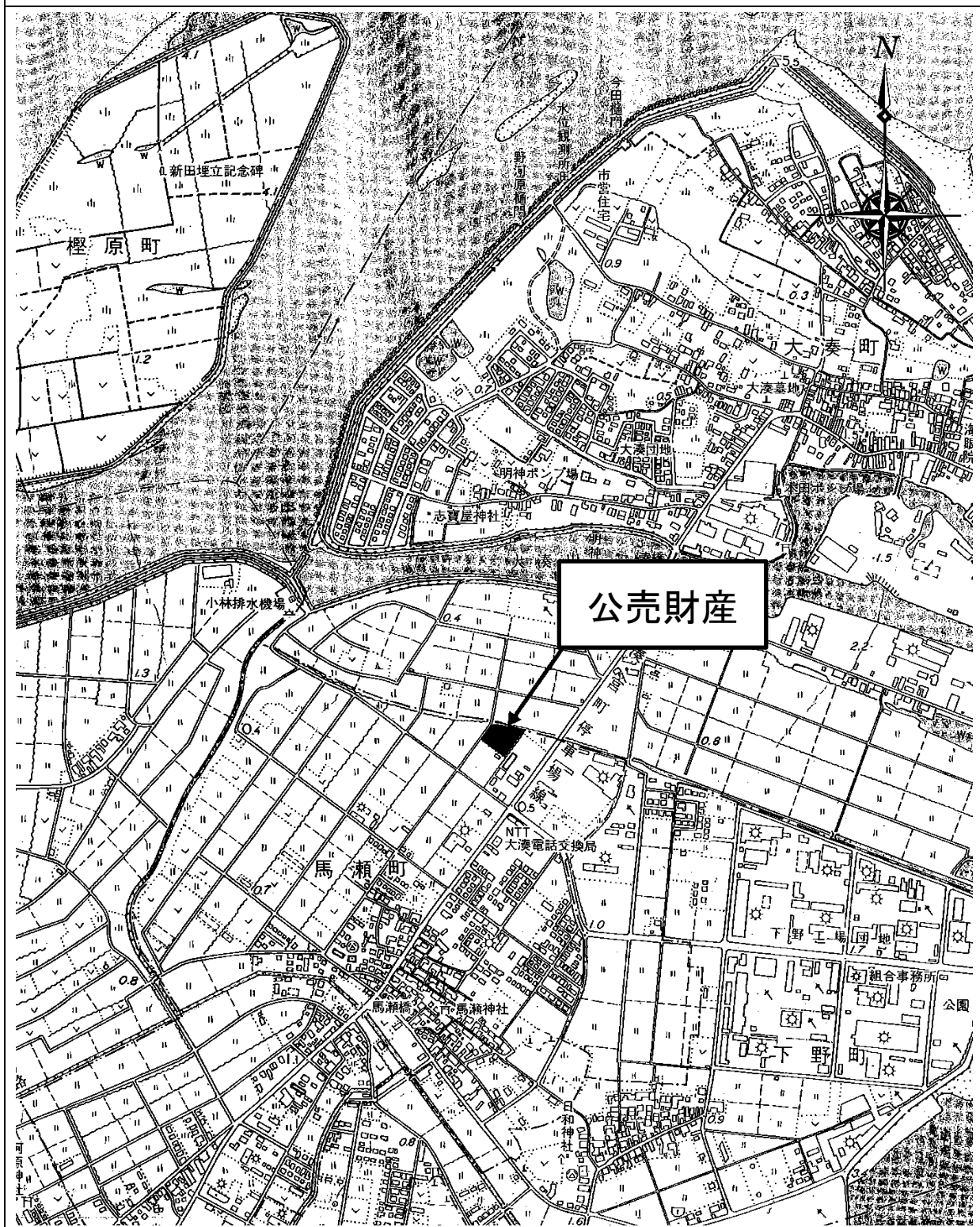
公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S31-3
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 所 在 伊勢市馬瀬町字小松原 地 番 37 番 地 目 田 地 積 2,690 m ²
見積 価額	1,090,000 円
公売 保証金	110,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目は現況、地積は登記簿による。 2 境界については隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は令和元年6月5日現在、田として利用されている。 4 公売財産は、馬瀬地区住宅地域の北側に位置する土地改良施工済の水田地域に所在する。 5 公売財産は北西側で幅員約 2.3~2.4mの舗装道路に接面し、北側で幅員約 1.7mの未舗装道路に接面している。また、南東側に幅約 0.6mのコンクリート舗装された通路がある。 6 都市計画法 非線引都市計画区域（用途地域の指定なし） 特定用途制限地域（第二種田園・集落地区） 農業振興地域の整備に関する法律 農業振興地域（農用地区域外） 7 買受適格証明書の提出又は提示がないときは、公売に参加できない。 8 権利移転及び危険負担の時期は、伊勢市農業委員会の許可若しくは届出の受理があったときとする。 9 伊勢市農業委員会によると、農地法上の賃借権等の設定はない。 10 三重県伊勢建設事務所によると、北西側及び北側の道路は、建築基準法上の道路ではなく、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の見込みはない。 11 消費税及び地方消費税は非課税財産である。

売却区分番号

S31-3

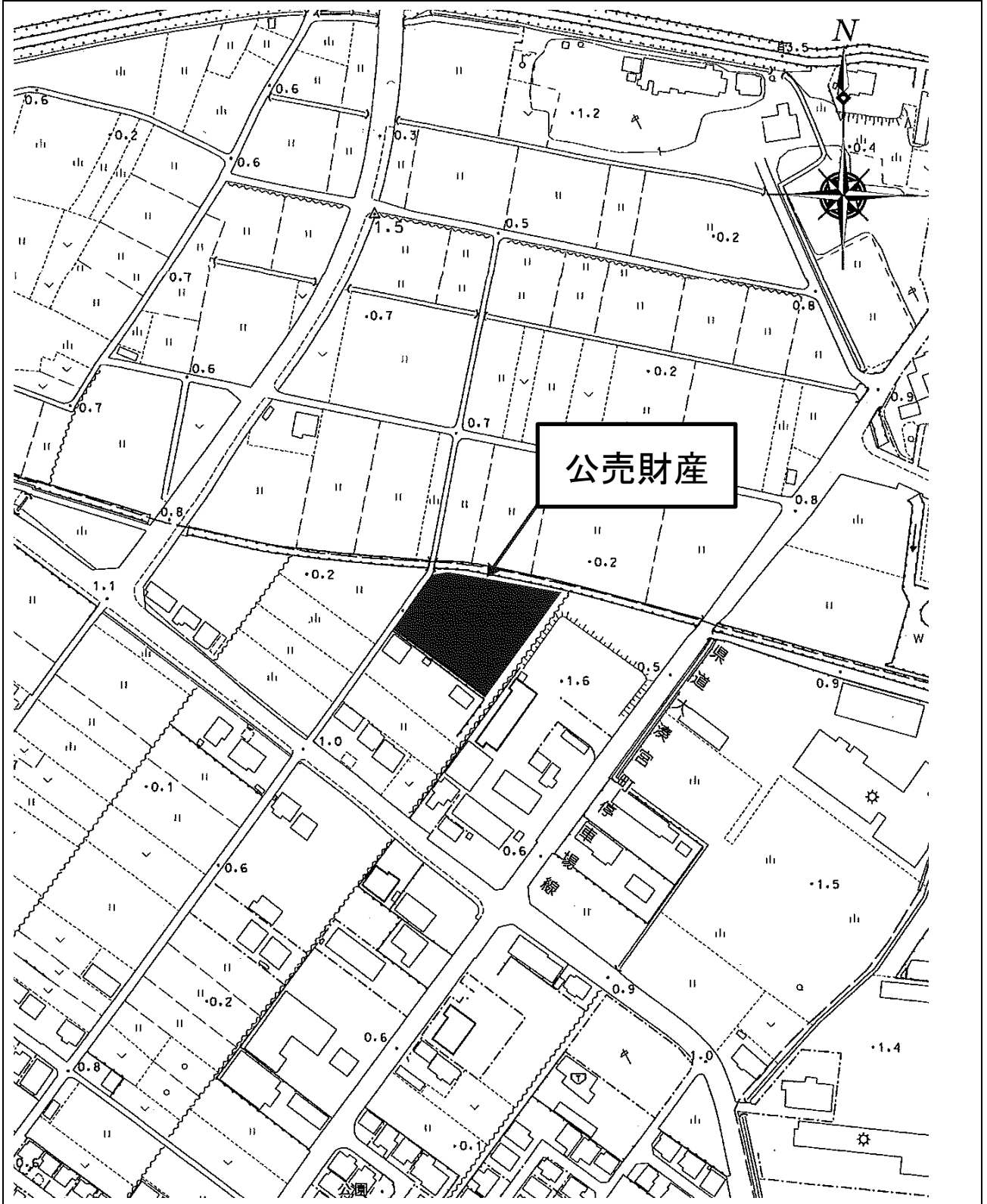
所在図



売却区分番号

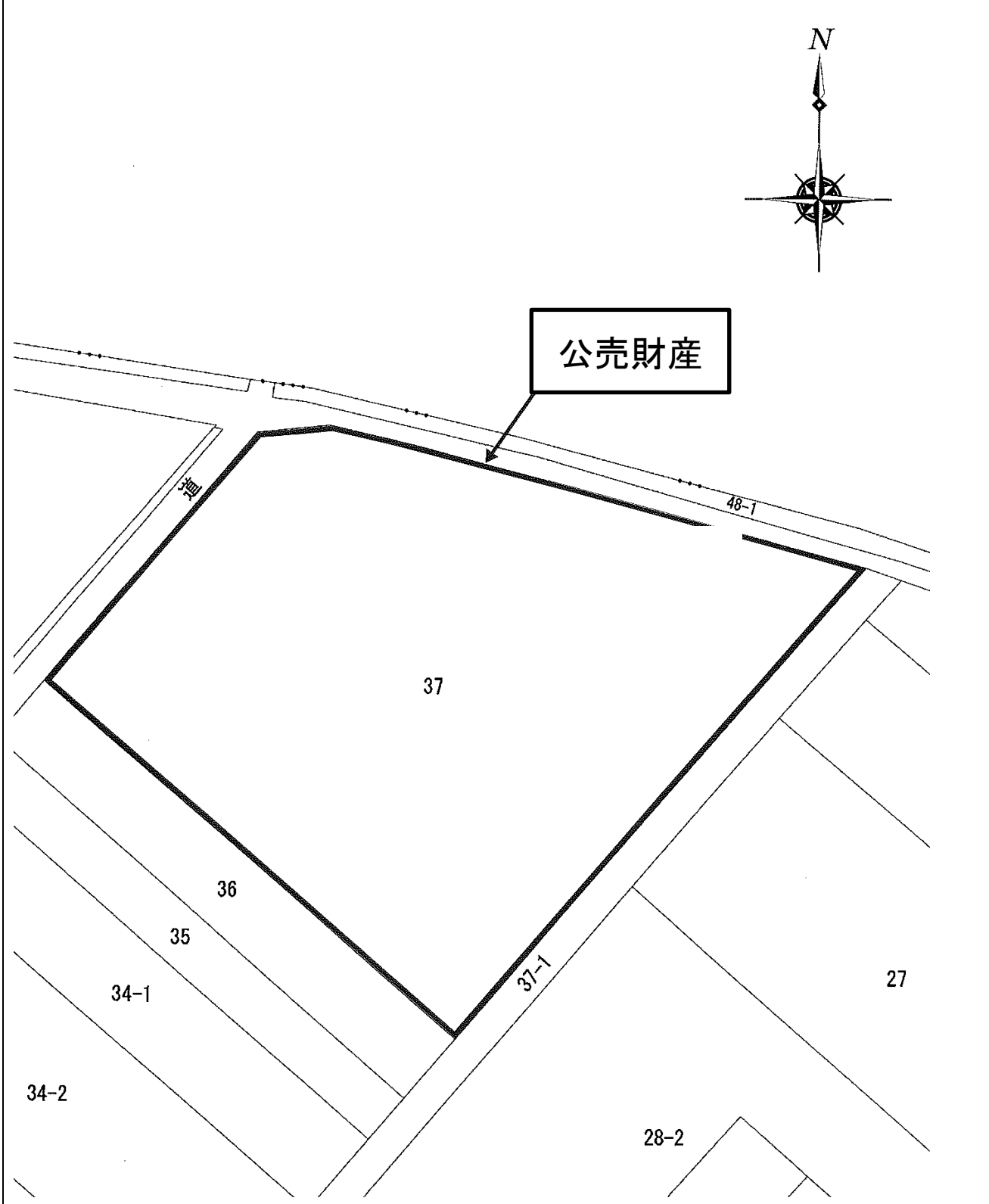
S31-3

所在図



売却区分番号	S31-3
--------	-------

土地参考図(公図)



売却区分番号

S31-3



売却区分番号

S31-3



伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集回数に関する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

岡本町財産区条例第 1 号

伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集回数に関する条例
伊勢市岡本町財産区議会定例会は、毎年 2 回これを招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

岡本町財産区条例第 2 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例（昭和61年岡本町財産区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 階大会議室の項中「4,230」を「4,310」に、「7,410」を「7,550」に、「5,290」を「5,390」に、「16,950」を「17,260」に、「1,680」を「1,710」に改め、同表 2 階小会議室の項及び 2 階楓の間の項中「1,580」を「1,610」に、「2,640」を「2,690」に、「2,110」を「2,150」に、「6,350」を「6,470」に、「620」を「630」に改め、同表 2 階鹿の間の項中「520」を「530」に、「840」を「850」に、「740」を「750」に、「2,110」を「2,150」に、「200」を「210」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集に関する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

岡本町財産区規則第 1 号

伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集に関する規則

伊勢市岡本町財産区議会定例会は、毎年 3 月及び 6 月に、これを招集する。ただし、市長は、付議案件その他の事情により必要があると認めるときは、招集する月を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和元年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

岡本町財産区規則第2号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則（昭和61年岡本町財産区規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 冷暖房設備使用料

区分	1時間当たり
1階 大会議室	500円
2階 小会議室	200円
2階 楓の間	200円
2階 鹿の間	200円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 器具使用料

器具の名称	単位	基本使用料
カラオケセット	1組	2,150円
スクリーン	1式	530円

備考 器具使用料は、9時から12時まで、12時から17時まで及び17時から21時までの使用時間を単位として、それぞれ徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施

行日」という。) 以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

伊勢市監査委員公表第1号

平成30年度定期監査等結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年7月19日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 福井 輝夫

定期監査等結果に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
総務課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。例規の審査や庁舎改修に伴う電算機器の設定業務等が要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「実施中」 各係の事務量に応じた職員配置にするとともに、勤務体制の変更等より時間外勤務の削減に努めます。
職員課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「実施中」 職員の心身の健康に配慮するとともに、事務の見直し、事務の平準化等を図り、時間外勤務の削減に努めています。
課税課	（１）時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。業務が集中する賦課時期の業務を見直すなど削減の努力をされてはいるが、職員の健康に配慮するとともに、引き続き削減に努められたい。	「実施中」 繁忙期における業務を見直し、職員の業務内容で差別化を図り、業務の効率化を進めています。また、課内の協力体制にも取り組むとともに、時差出勤の導入をしつつ、過重労働にならないように配慮しています。引き続き、業務の検証を怠ることなく、業務の平準化にも取り組み、時間外勤務時間数の減少に努めます。

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
企画調整課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「実施中」 業務内容及び業務分担の見直しを行い、時間外勤務の削減及び一部の職員に業務が偏ることがないように業務の平準化に努めます。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
市民交流課	（１）時間外勤務が月60時間を超え	「措置済み」

	<p>ている職員がいる。事業の実施によるものが主な要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。</p> <p>(2) 伊勢まつり実行委員会の広告協賛金、国際交流協会の助成金や受講料について、受領してから口座へ入金するまでの期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 国際交流協会の受講料について、領収書の日付や金額が鉛筆で書かれているもの、金額が記載されていない事例が散見された。適切な事務処理をされたい。</p>	<p>繁忙期の時間外を削減できるよう、作業スケジュールを見直すとともに、課内で業務分担しています。</p> <p>「措置済み」 会員である一般市民が受領し事務局（市）へ届けるため、入金まで少し時間がかかります。 会員へ迅速な提出をお願いするとともに、市においても適切な処理を行います。</p> <p>「措置済み」 国際交流協会の受講料取扱担当者と事務局（市）とで方法を再確認するとともに、チェック方法を見直しました。</p>
人権政策課	<p>(1) 人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の納期限に注意し適切な事務処理を行います。</p>
環境課	<p>(1) 環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをすることがないように注意するとともに、適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を受領しました。 また、環境会議の経理事務において、立替払いをすることがないように事務を見直しました。</p>
清掃課	<p>(1) 広域環境組合から送付された、ごみ処理手数料の還付についての通知が簡易様式で供覧されている。本来、文書管理システムにより処理されるべきである。適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」 伊勢市文書管理規程に基づき、適切な事務処理を行います。</p>

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
高齢者支援課	<p>（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。事業の実施によるものが主な要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>業務の見直しを行うとともに、特定の職員に負担がかかることのないよう、各係内で業務を分担するなどの対応に努めます。</p>
福祉総務課	<p>（１）民生委員児童委員協議会連合会及び社会を明るくする運動伊勢地区推進委員会の経理事務において、出金後、相手方に支払うまでの期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>外郭団体における経理事務に関して、支払い日直前の出金、預かり金の即日入金を徹底するなど現金管理の厳格化と適正な会計処理を行います。</p>
こども課	<p>（１）二見こども未来クラブ及び御菌こどもプラザの指定管理者からの事業報告書、業務の評価表が期限内に提出されていない。また、契約書類の提出にも遅延があった。これまでも随時指導をされているとのことであるが、引き続き、協定書、仕様書に沿って適切に業務を行うよう強く指導されたい。</p> <p>（２）資金前渡の精算が期限内にされていないものが見られた。会計規則に基づき事務処理をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>指定管理者へ連絡の際に、指定管理者の本社へも同時に連絡を入れるようにし、適切な事務処理が行われるよう努めています。関係書類については提出済みです。</p> <p>「措置済み」</p> <p>会計規則に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。</p>
障がい福祉課	<p>（１）訪問理美容サービス事業において、前年度分の委託料が当年度予算より支出されている事例が見受けられた。訪問実績の確認等、事務処理の方法を見直し、再発防止に努められたい。</p> <p>（２）指定管理施設の修繕につい</p>	<p>「措置済み」</p> <p>サービス事業所に通知連絡し年度内請求を再周知するとともに、平成 30 年度末にあつては単位事業所毎に電話連絡することとし再発防止に努めました。</p> <p>「措置済み」</p>

	て、10万円以上の場合は協議することとされている。当然に、その協議は文書によるべきであるが、口頭で行われている事例が見受けられた。今後、十分注意されたい。	指定管理事業者に向けて文書により協議を行うことを徹底しました。
--	---	---------------------------------

【産業観光部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
商工労政課	<p>(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。労働福社会館の雨漏りへの対応が主な要因であるが、職員の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。</p> <p>(2) 前年度分の精算旅費が当年度予算より支出されている。出張実績の確認等、事務処理の方法を見直し、再発防止に努められたい。</p> <p>(3) 産業支援センターの指定管理について、事業報告書が期限内に提出されていない。協定書に則して、適切な事務処理を行うよう指導されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>職員の健康面に十分配慮しながら、業務の管理を徹底し、時間外の削減に努めます。</p> <p>なお、突発的な業務等に対応する際も、特定の係や職員への時間外勤務の集中による負担を軽減するため、係間での協力体制を整えるなど、時間外勤務の平準化を図るようにします。</p> <p>「実施中」</p> <p>旅行命令の「進捗状況データ一覧」をグループウェアから抽出し、「伝票検索結果一覧」を財務会計から抽出し、未払いが生じていないか確認しています。</p> <p>「措置済み」</p> <p>協定書に則した事務処理を行うよう指導しました。今後は、連絡調整を行い、適切な事務処理に努めます。</p>
農林水産課	<p>(1) 民話の駅蘇民及び郷の恵「風輪」の指定管理協定書に、障害者差別解消法に定められた障がい者への合理的配慮についての事項が考慮されていない。法の趣旨に沿って適切に対応されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>民話の駅蘇民及び郷の恵「風輪」の指定管理協定書に記載し、適切に対応するよう指定管理者と双方で確認しました。</p>
観光振興課	<p>(1) 時間外勤務が月 80 時間を超</p>	<p>「実施中」</p>

	<p>えている職員がいる。花火大会等のイベント業務が要因であるが、職員の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。</p> <p>(2) 総会参加費の支払いについて、資金前渡として処理したものの、事前に出金されず参加者が立替払をしている事例が見受けられた。出金の確認等、事務処理の方法を改善されたい。</p> <p>(3) 花火大会委員会の経理事務において、出金後、相手方に支払うまでの期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。</p>	<p>業務の見直しを行うとともに、事務分担の平準化と有給休暇の取得促進に取り組んでいます。</p> <p>「措置済」 口座に入金後、速やかに出金を行うよう、複数人で確認することとしました。引き続き、立替払することがないよう、適切な事務処理を行っていきます。</p> <p>「実施中」 出金後、速やかに支払が完了できるよう、相手方には、支払日と集金訪問の連絡を行っています。引き続き、現金を長期間保管することがないように、適切な支払事務を行っていきます。</p>
観光誘客課	(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	<p>「実施中」 業務の見直しとともに、事務分担を平準化させるよう取り組んでいます。</p>

【国体推進局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
国体総務課 国体競技課	<p>(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。インターハイ開催にあたっては時間外勤務の削減に努められたとのことであるが、国民体育大会の開催に向け職員に過重な負担が生じないように、効率的な運営方法を検討されたい。</p> <p>(2) 実行委員会の経理事務において、出金後、相手方に支払うまでの</p>	<p>「実施中」 国民体育大会先催市の業務状況を精査し、特定の職員に負担が集中しないよう、業務の分散や効率的な事業の実施に取り組んでいます。また、大会の開催に向け、引き続き先催市から情報収集し、職員に過重な負担が生じない運営方法を確立していきます。</p> <p>「実施中」 振込みによる支払いを原則としつ</p>

	期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。	つ、現金を取り扱う場合は、出金後すぐに支払えるよう相手と調整し、迅速な処理を行っています。
--	---	---

【都市整備部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
監理課	<p>(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。災害対策や灯籠撤去に関する業務等が要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。</p> <p>(2) 神社海の駅の指定管理協定書に収入印紙が貼付されている。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理者に指導されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>今後は部内及び課内での協力体制を更に充実させるとともに、業務全般の事務の見直しを行い、時間外削減に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>指定管理者に収入印紙が必要ないことを指導し、還付請求が行えることを伝えました。</p>
交通政策課	(1) 観光交通対策協議会の経理事務において、収入伝票兼日計表が作成されていない事例が見受けられた。適切な事務処理をされたい。	<p>「措置済み」</p> <p>事務の手順を再確認するとともに、複数人のチェックで漏れがないよう適切な事務処理を行います。</p>
建築住宅課	(1) 市営住宅等の指定管理協定書に収入印紙が貼付されている。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理者に指導されたい。	<p>「措置済み」</p> <p>指定管理者に収入印紙が必要ないことを指導し、還付請求が行えることを伝えました。</p>

【二見総合支所】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
生活福祉課	(1) コミュニティセンターの指定管理協定書に、障害者差別解消法に定められた障がい者への合理的配慮についての事項が考慮されていない。法の趣旨に沿って適切に対応されたい。	<p>「実施中」</p> <p>法の趣旨である「合理的配慮のための環境の整備に努める」という観点から、合理的配慮に関する事項について指定管理者との情報共有を図ります。</p> <p>また、協定書へは、次の指定管理更</p>

		新時期に記載します。
--	--	------------

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
生活福祉課	<p>（１）保健福祉会館運営連絡会について、開催結果報告が作成されていない。会議の結果については、適切に記録をされたい。</p> <p>（２）保健福祉会館の指定管理業務履行報告書に、報告日、履行確認日、履行確認印のないものが見られた。適切な事務処理をされたい。</p> <p>（３）市庁舎における行為の許可申請が簡易様式で処理されている。規則に基づく申請であり、文書管理システムにより処理されたい。</p> <p>（４）離宮の湯の指定管理協定書に収入印紙が貼付されている。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理者に指導されたい。</p>	<p>「措置済み」 会議の結果については適切に記録し、開催結果報告を作成します。</p> <p>「措置済み」 報告日、履行確認日、履行確認印のもらえないか確認し、適切な事務処理を行います。</p> <p>「措置済み」 文書管理システムにより処理するよう、改めます。</p> <p>「措置済み」 指定管理者に、収入印紙が不要である旨を伝えました。</p>

【会計課】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
会計課	<p>（１）時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。書類審査業務が主な要因であるが、職員の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。</p>	<p>「実施中」 書類審査業務は、毎年 3～5 月に支払件数が集中する期間の時間外を削減するため、各課への適切な予算執行の通知を行いました。 また、4 月の時間外削減のため、書類審査業務の事前検算に臨時職員の雇用と 3 月から前倒しに書類審査業務を行いました。 今後も、書類審査業務の集中の分散</p>

		化・事務分担の平準化を行い、時間外削減に努めます。
--	--	---------------------------

【選挙管理委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
選挙管理委員会事務局	（１）選挙管理委員会の議事録について、議題及び結果が記録されているのみである。意思決定の経過がわかるように作成されたい。	「措置済み」 監査での指摘以降、選挙管理委員会の定例会・臨時会の議事録について、事務局の説明の詳細及び意思決定の経過がわかるように作成しています。

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
	（１）時間外勤務が月80時間を超えている職員がいる。新病院の建設、移転業務が主な要因であるが、職員の健康には十分配慮されたい。	「検討中」 時間外勤務の主な要因は新病院建設、移転業務であるため、新病院開院後の実績を注視しながら、必要に応じて対策を検討します。
	（２）研修参加負担金等の支払いにおいて、立替払いしている事例が多数見られた。また、立替払いした者に返還するまで長期間を要している事例もある。事務処理の方法を改善されたい。	「検討中」 研修参加負担金が立替払いとなる事例の主な原因は、出張者からの申請遅延によるものであるため、適正に出張申請を行うよう職員に周知することで、事務処理の適正化を図ることを検討します。
	（３）経理事務において、診療報酬の基金等への請求のうち返戻分を収益から減額し、再請求の事務を行っているが、医業未収金に計上したままで行うよう改められたい。	「検討中」 診療報酬の基金等への再請求に係る経理事務につきましては、未収金に計上したままとする管理方法を検討します。

【上下水道部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
共通	（１）水道事業で実施した下水道関連の工事負担金の経理処理が水道	「措置済み」 （１）水道事業で実施した下水道関連

	<p>事業会計と下水道事業会計で異なっている。同一の基準で処理されたい。</p> <p>(2) 管財契約課に依頼している入札事務の手数料について、支払債務が発生しているにもかかわらず試算表に計上されていない。債務が発生した時点で未払金に計上されたい。</p>	<p>の工事負担金の経理処理について、水道事業会計と下水道事業会計で同一の基準で処理するよう改善しています。</p> <p>「措置済み」</p> <p>(2) 管財契約課に依頼している入札事務の手数料については、前年度決算額を参考に、毎月債務が発生しているとみなして、毎月均等額を未払金に計上しています。</p>
下水道事業	<p>(1) 時間外勤務が月80時間を超えている職員がいる。計画策定に係る業務が主な要因であるが、職員の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>(1) 特定の職員に業務が集中しないように業務の見直し及び平準化を検討し、時間外勤務の削減に努めています。</p>

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
教育総務課	<p>(1) 強風により学校の施設が飛び隣家に損害をもたらした事例があった。施設の管理について各学校に対し十分に指導されたい。</p> <p>(2) 前年度分のLPガス使用料が当年度予算より支出されている。業者からの請求内容の確認等、事務処理の方法を見直し、再発防止に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>各学校に飛来の危険性のある物置等の調査を行なった。その結果、該当する物件について撤去及び固定の方法で対処しております。</p> <p>「措置済み」</p> <p>日頃から支払い漏れがないか確認をし、適正な事務及び経理処理が行われるよう徹底を図りました。</p>
学校教育課	<p>(1) 非核・平和推進事業への生徒の参加費について、職員等の旅費に関する条例の規定によるとしている。教育目的の事業として、適切な根拠により経費を負担するべきと考える。検討されたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>生徒の参加費の支出については、伊勢市職員等の旅費に関する条例の規定により支出しているところですが、再度関係各課と協議し、適切な処理に努めてまいります。</p>

社会教育課	<p>(1) 復命書について、供覧で処理されている事例が見受けられた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 少年都市交流実施委員会の経理事務において、支出命令書はあるが購入荷が作成されていないものが見受けられた。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>(1) 事務決裁規程に基づき、適正な事務処理が行われるよう徹底を図りました。</p> <p>(2) 公金の取扱いに準じた適正な事務処理が行われるよう徹底を図りました。</p>
スポーツ課	<p>(1) スポーツ推進委員連絡協議会の経理事務において、出金決議書が作成されていないものが見受けられた。また、出金後、相手方に支払うまでの期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>出金決議書については、出金のあったものすべてについて、決議書を作成しました。</p> <p>また、現金保管については、事前に購入、出金計画を立て、現金を長期間保管することがないよう改善しました。</p>
文化振興課	<p>(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。企画展の開催や指定管理者の選定に係る業務が主な要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>特定の職員に業務が偏らないよう業務分担することにより、時間的な平準化を図るとともに、各業務の適切な進捗管理を実施するなどして時間外勤務の削減に努めてまいります。</p>
教育研究所	<p>(1) 報償金、精算旅費等の支払遅延が見られた。事務処理の方法や支払手順を見直し、再発防止に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>支払い業務が適正に進められているか所内において、二重以上のチェックを行います。さらに、年度途中で担当者間で執行状況の情報について再確認しています。</p>
各小中学校・幼稚園	<p>(1) 委託事業及び学校給食の経理事務において、出金から支払いまでの期間が長いもの、保護者から受け取ってから入金するまでの期間が長いもの、立替払いしたもの、領収書に領収日が書かれていないもの、また、振込明細に手数料の記載がな</p>	<p>「措置済み」</p> <p>公金の取扱いに準じた適正な事務処理を行うよう教育委員会から指導しました。また、月ごとの支払いや経理簿について、複数で確認するとともに、管理職の責任において指導・確認を確実にすることとしました。</p>

	<p>いといった事例が見受けられた。適切な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 郵便切手の管理について、受払簿の記載漏れにより実際の枚数の方が多事例が見受けられた。適切に管理されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>郵券受払状況を精査確認しましたところ、受払簿記載後の返付が3件ありましたので、該当の受払簿を訂正しました。受払の際には記載漏れのないよう教育委員会から教頭と事務で十分に注意するよう指導しました。</p>
--	---	--

伊勢市監査委員公表第2号

平成30年度財政援助団体等監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年7月19日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 福井 輝夫

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
文化振興課	<p>(ア) 基本協定書の変更による変更年度協定書の締結が9か月後となっている。変更に伴う施設管理業務料の確定が事業完了後になるためであり、その理由については理解するが、本来は基本協定書の変更に合わせて速やかに締結するものである。協定書への記載方法について検討されたい。</p> <p>(イ) 指定管理者から提出された事業報告書及び収支決算書について、十分に確認がされていない。内容については証拠となる書類を確認し、不明確な点は適宜補足、修正するよう指導されたい。</p>	<p>「措置済み」 今後は、指定管理者と協議のうえ、基本協定書の変更後、速やかに年度協定書を締結します。</p> <p>「実施中」 従前より所管課において月例報告書、収支決算書等で収支状況の突合を行っており、不明確な点については指定管理者に適宜補足、修正を指導してきました。今回の指摘事項を踏まえ、確認方法の見直しを行います。</p>
株式会社 スコルチャ 三重	<p>(ア) 事業報告書及び収支決算書の内容が合致しない。また、金額の誤りも散見された。公費を受けて運営していることを十分認識し、作成にあたっては正確な計数は当然のこと、内訳や補足を加えるなど説明責任を果たせるよう留意されたい。</p>	<p>「措置済み」 事業報告書収支状況内の金額誤り1件に関する訂正報告を提出させていただきました。また、事業報告書内の収支金額と収支決算書金額との内容の合致が確認できるように、所管課と相談させていただきながら、注釈説明等を一部修正及び一部追加し、内訳等に関する補足資料を追加で提出させていただきました。</p> <p>次回の平成30年度分報告に向けて、正確な計数及び適正な事務処理に努めることはもとより、今回の対応をベースとした報告内容に対する補足説明資料等の付加を実施させていただくように準備を進めて参ります。</p>

【伊勢市営住宅及び伊勢市特定公共賃貸住宅、伊勢市小集落改良住宅並びに共同施設】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
建築住宅課	（ア）指定管理協定書に収入印紙が貼付されている。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理者に指導されたい。	「措置済み」 指定管理者に収入印紙が必要ないことを指導し、還付請求が行えることを伝えました。

伊勢市監査委員公表第3号

平成30年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年7月19日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 福井 輝夫

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
株式会社 スコルチャ 三重	（ア）会館利用予約やチケット購入時等の駐車場利用者に対する無料サービスについて、ホームページへの掲載や館内での掲示により十分周知されるよう努めていただきたい。	「措置済み」 会館管理事務所出入口脇に同内容を周知する掲示物を設置させていただきました。また、施設ホームページ内にも同様に同内容に関する情報を追加記載させていただきました。

【伊勢市営住宅及び伊勢市特定公共賃貸住宅、伊勢市小集落改良住宅並びに共同施設】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
F E 住宅管 理共同企業 体	（ア）高齢の単身者を対象に、定期的に巡回し安否の確認をされている。こうした活動は入居者や家族の安心感につながるものであり、引き続き住民サービスの向上に取り組んでいただきたい。	「実施中」 入居者との信頼関係をより一層深めながら、安全で安心な住環境が提供できるよう引き続き、巡回訪問など住民サービスの向上に取り組んでまいります。